

世界のサイフ

追加型投信／海外／債券



ファンドの概要

設定日：2006年12月15日 償還日：2026年10月13日
 決算日：原則毎月12日 収益分配：決算日毎（第2期以降）

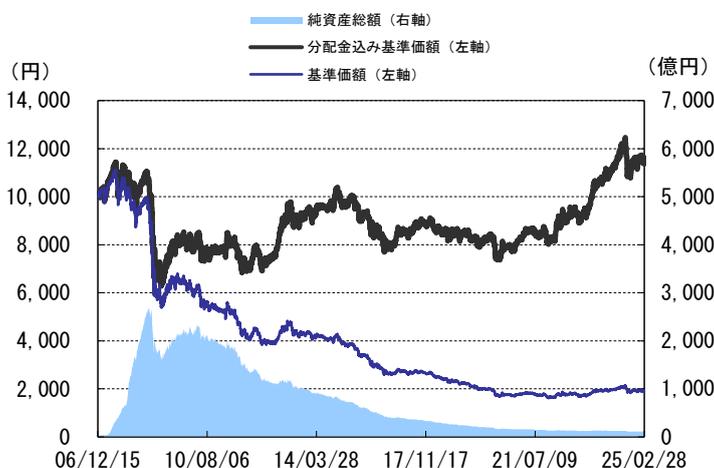
【ファンドの特色】

1. 原則として高金利の10通貨を選定し、当該通貨建ての短期債券などに投資します。
2. 原則として、毎月、安定した収益分配を行なうことをめざします。

運用実績

※このレポートでは基準価額および分配金を1万口当たりで表示しています。
 ※当レポート中の各数値は四捨五入して表示している場合がありますので、それを用いて計算すると誤差が生じることがあります。
 ※当レポートのグラフ、数値等は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

<基準価額の推移>



基準価額：1,878円
 純資産総額：106.94億円

<基準価額の騰落率>

1カ月	3カ月	6カ月	1年	3年	設定来
-1.93%	0.83%	1.36%	0.32%	37.01%	13.68%

※基準価額の騰落率は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

<基準価額騰落の要因分解>

前月末基準価額	1,925円	
当月お支払いした分配金	-10円	
為替要因	コロンビアペソ	-6円
	イギリスポンド	-3円
	ニュージーランドドル	-5円
	カナダドル	-5円
	メキシコペソ	-7円
	オーストラリアドル	-4円
	アメリカドル	-5円
	ノルウェークローネ	-4円
	チリペソ	1円
債券要因	ポーランドズロチ	-4円
	インカムゲイン	6円
	キャピタルゲイン	3円
その他	-2円	
当月末基準価額	1,878円	

※上記の要因分解は、概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。傾向を知るための参考値としてご覧ください。

※分配金込み基準価額は、当ファンドに分配金実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意下さい。

※基準価額は、信託報酬（後述の「手数料等の概要」参照）控除後の値です。信託報酬の詳細につきましては、後述の「手数料等の概要」をご覧ください。

<資産構成比率>

マルチカレンシーファンド クラスB	98.8%
マネー・マーケット・マザーファンド	0.1%
現金・その他	1.1%

<分配金実績（税引前）と決算日の基準価額>

	設定来合計	直近12期計	24・3・12	24・4・12	24・5・13	24・6・12	24・7・12
分配金	7,180円	120円	10円	10円	10円	10円	10円
基準価額	-	-	1,955円	2,027円	2,063円	2,059円	2,102円
	24・8・13	24・9・12	24・10・15	24・11・12	24・12・12	25・1・14	25・2・12
分配金	10円	10円	10円	10円	10円	10円	10円
基準価額	1,919円	1,830円	1,939円	1,929円	1,905円	1,919円	1,900円

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を深めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

マルチカレンシーファンド クラスBのポートフォリオの内容

※日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドより提供された情報です。

<通貨別構成比>

コロンビアペソ	12.6%
チリペソ	11.7%
ポーランドズロチ	11.4%
メキシコペソ	11.2%
アメリカドル	9.3%
イギリスポンド	9.1%
ノルウェークローネ	8.9%
カナダドル	8.6%
ニュージーランドドル	8.6%
オーストラリアドル	8.3%
その他	0.3%

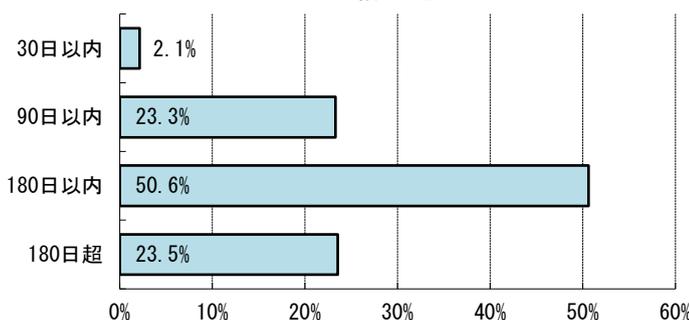
※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※その他は円などです。

<格付別構成比>

短期金融商品	P-1	11.4%
	P-2	0.0%
	P-3以下	0.0%
	平均格付	P-1
債券	Aaa	55.2%
	Aa	13.0%
	A	20.0%
	Baa以下	0.0%
	平均格付	Aa2

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※格付はMoody's、S&Pのうち、高い格付を採用しています。
※短期金融商品はコマーシャルペーパーや短期のソブリン債などです。
※平均格付とは、データ基準日時点で当外国投資信託が保有している有価証券などに係る信用格付を加重平均したものであり、当外国投資信託に係る信用格付ではありません。

<残存別構成比>



※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※変動利付債は次回利払い日までの日数で計算しています。

<公社債種別構成比>

ソブリン債	48.1%
社債・その他	51.5%
社債	40.1%
ABS	0.0%
コマーシャルペーパー	11.4%
その他	0.0%

※比率は当外国投資信託の純資産総額比です。
※ソブリン債は国債、政府機関債、政府保証債、国際機関債などです。

<ポートフォリオの特性値>

ポートフォリオの最終利回り	5.98%
ポートフォリオの平均残存日数	133日
組入債券の銘柄数	16銘柄

※最終利回りは、個別債券および短期金融資産について加重平均したものです。
※最終利回りは、債券および短期金融資産を満期まで保有した場合の利回りです。将来得られる期待利回りを示すものではありません。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎市場環境

【カナダ】

カナダドルは円に対して下落しました。カナダの主要輸出品である原油の価格が下落したことや、米国によるカナダからの輸入品への追加関税の発動を巡って不透明感が広がりカナダ経済への悪影響が懸念されたことなどがカナダドルの重しとなったことに加え、複数の日銀審議委員の発言などを受けて日銀の追加利上げ観測が強まり日本の長期金利が上昇したことなどが円高要因となり、カナダドルは円に対して下落しました。

【オーストラリア】

オーストラリアドルは円に対して下落しました。米国が中国からの輸入品に追加関税を発動しオーストラリアの主要貿易相手国である中国との貿易への悪影響が警戒されたことや、オーストラリア準備銀行（RBA）が政策金利を引き下げたことなどがオーストラリアドルの重しとなったことに加え、複数の日銀審議委員の発言などを受けて日銀の追加利上げ観測が強まり日本の長期金利が上昇したことなどが円高要因となり、オーストラリアドルは円に対して下落しました。

【アメリカ】

アメリカドルは円に対して下落しました。米国の総合購買担当者景気指数（PMI）速報値やコンファレンスボード消費者信頼感指数などが市場予想を下回り、米国景気の減速が警戒されて米国の長期金利が低下したことなどがアメリカドルの重しとなったことに加え、日本の毎月勤労統計調査で物価変動の影響を除いた実質賃金がプラスとなったこと、日本の2024年10-12月期実質国内総生産（GDP）速報値が市場予想を上回ったこと、複数の日銀審議委員の発言を受けて日銀の追加利上げ観測が強まり、日本の長期金利が上昇したことなどが円買い要因となり、円に対して下落しました。

【メキシコ】

メキシコペソは対円で下落しました。日本では、最近のインフレ指標を受けて、日銀が2%のインフレ目標を持続的に達成するとの自信を強めるなか、日銀のタカ派（景気に対して強気）的な発言などを背景に円が引き続き上昇しました。また、トランプ米大統領による関税に関する発言の強まりを受けて、安全資産としての円の需要が高まったことも追い風となり、円がさらに上昇しました。メキシコの中央銀行は2月の金融政策決定会合で、市場予想通り政策金利を0.50%引き下げて9.50%としました。インフレ圧力が緩和していることや、国内の経済活動が低迷していることから、短期的には追加利下げが実施される可能性が高いことが示唆されています。

【チリ】

チリペソは対円で上昇しました。日本では、最近のインフレ指標を受けて、日銀が2%のインフレ目標を持続的に達成するとの自信を強めるなか、日銀のタカ派（景気に対して強気）的な発言などを背景に円が引き続き上昇しました。また、トランプ米大統領による関税に関する発言の強まりを受けて、安全資産としての円の需要が高まったことも追い風となり、円がさらに上昇しました。チリの経済活動は、1月の小売売上高が前年同月比8.0%増となり、市場予想を大きく上回るなど、好調な勢いを示しました。1月の製造業生産も前年同月比3.5%増と、市場予想を上回りました。また、労働市場も改善を示し、失業率は8.0%と市場予想に反して前月から低下しました。

【イギリス】

イギリスポンドは円に対して下落しました。イングランド銀行（BOE）が政策金利を引き下げたことや、公表した金融政策報告書で今年の国内総生産（GDP）の見通しを下方修正したことなどがイギリスポンドの重しとなったこと、複数の日銀審議委員の発言などを受けて日銀の追加利上げ観測が強まり日本の長期金利が上昇したことなどが円高要因となり、イギリスポンドは円に対して下落しました。

【ニュージーランド】

ニュージーランドドルは円に対して下落しました。米国が中国からの輸入品に追加関税を発動しニュージーランドの主要貿易相手国である中国との貿易への悪影響が警戒されたことや、ニュージーランド準備銀行（RBNZ）が政策金利を引き下げ、今後の利下げを示唆したことなどがニュージーランドドルの重しとなったことに加え、複数の日銀審議委員の発言などを受けて日銀の追加利上げ観測が強まり日本の長期金利が上昇したことなどが円高要因となり、ニュージーランドドルは円に対して下落しました。

【ノルウェー】

ノルウェークローネは円に対して下落しました。ノルウェーの主要輸出品である原油の価格が下落したことや、米国がアルミニウムに追加関税を課すと発表しノルウェーのアルミニウム輸出が影響を受けると懸念されたことなどがノルウェークローネの重しとなったこと、複数の日銀審議委員の発言などを受けて日銀の追加利上げ観測が強まり日本の長期金利が上昇したことなどが円高要因となり、ノルウェークローネは円に対して下落しました。

【コロンビア】

コロンビアペソは対円で下落しました。日本では、最近のインフレ指標を受けて、日銀が2%のインフレ目標を持続的に達成するとの自信を強めるなか、日銀のタカ派（景気に対して強気）的な発言などを背景に円が引き続き上昇しました。また、トランプ米大統領による関税に関する発言の強まりを受けて、安全資産としての円の需要が高まったことも追い風となり、円がさらに上昇しました。1月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率は前年同月比5.22%と、市場予想と前月の水準を上回りました。対照的に、コアCPIの上昇率は前年同月比5.39%と、前月から減速するとともに、市場予想を下回りました。コアCPIにおいては上昇率の低下が続いているように見受けられます。そのほかの指標では、12月の小売売上高が前年同月比7.8%増と前月から減速し、市場予想を大幅に下回りました。

【ポーランド】

ポーランドズロチは対円で下落しました。日本では、最近のインフレ指標を受けて、日銀が2%のインフレ目標を持続的に達成するとの自信を強めるなか、日銀のタカ派（景気に対して強気）的な発言などを背景に円が引き続き上昇しました。また、トランプ米大統領による関税に関する発言の強まりを受けて、安全資産としての円の需要が高まったことも追い風となり、円がさらに上昇しました。ポーランドの中央銀行は2月の金融政策決定会合で、市場予想通り政策金利を5.75%に据え置くことを決定しました。1月の総合消費者物価指数（CPI）の上昇率が前年同月比5.3%と、市場予想を上回り前月から加速したことを受けて、同中銀はタカ派的な姿勢を維持するとみられ、今後の利下げ時期は不透明なままとなっています。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

◎運用概況

当ファンドでは、高い収益を得ることを目的としながら、格付けの高い金融商品に幅広く投資しています。当ファンドの基準価額（分配金考慮後）は、前月末比で下落しました。多くの投資対象通貨が当ファンドの基準通貨である日本円に対して下落しました。一方で、保有債券からの受取利息と保有債券の価格上昇が当ファンドのリターンに寄与しました。

◎今後の見通し

米国では、トランプ大統領による関税政策やその脅威が市場の関心を集めています。当月、トランプ大統領は米国に輸入される自動車や半導体、医薬品に対しても新たに25%程度の関税を課すことを示唆しました。土壇場での取引が再び成立しない限り、3月からメキシコとカナダからの輸入品に対して25%の関税が課され、中国からの輸入品には2月に発動した10%の追加関税にさらに10%上乘せする措置を実行する可能性があります。トランプ大統領は、新興国や欧州連合（EU）に報復関税を課すことを目的に米国の貿易政策の見直しを指示し、さらに米国の巨大テック企業にデジタルサービス税を課している国への対抗措置を検討するようにも指示しました。トランプ大統領は、以前EU加盟国が米国産の原油や天然ガスをより多く購入しなければ関税を課すことを示唆し、EUに対して圧力をかけています。このような関税政策に対する脅威は、消費者心理や企業景況感を徐々に悪化させる可能性があります。1月の中小企業の景況感は前月から下落しました。家計では、関税措置が米国のインフレと経済成長の両方に悪影響を与えるとみており、大きな支出を控え、貯蓄を増やしつつあります。こうした米国の政策の不透明感から、米国連邦準備制度理事会（FRB）は政策金利の調整に対して様子見姿勢を強めています。米連邦政府の債務上限交渉が近づくにつれて、準備金に大幅な変動が生じる可能性があることから、FRBは量的引き締めめ減速について前向きな姿勢を示しています。しかし、米国連邦公開市場委員会（FOMC）の参加者の多くが政策金利は依然として制約的な水準にあるとみており、住宅販売が減速していることなどからも、FRBの緩和姿勢は続いています。FRBは1月の金融政策決定会合で政策金利を据え置くことを決定しました。市場では、2025年中に追加利下げが実施されることが予想されています。

欧州では、金融政策が依然として引き締まった状況であるものの、欧州中央銀行（ECB）による政策金利の引き下げなどにより、金融環境は緩和されつつあります。ECBは1月の金融政策決定会合で、市場予想通り政策金利を0.25%引き下げました。ラガルド総裁の比較的ハト派（景気に対して弱気）的な声明を受けて、域内の債券利回りは低下しました。欧州の経済指標が引き続き厳しい状況を示すなかで、市場では、年内に追加利下げが実施されることが予想されています。インフレについては、2月のユーロ圏消費者物価指数（HICP）の速報値の上昇率は前月比0.5%と、前月からプラスに転じるとともに、市場予想をやや上回りました。一方、前年同月比では2.4%と前月からわずかに減速しました。最近のトランプ米大統領による関税に関する発言は市場にとって好意的なものではなく、今後いくつかの関税措置が実施される可能性があります。これにより、欧州連合（EU）と米国の貿易関係が複雑化し、ユーロ圏の物価に対する上昇圧力と、経済に対する下押し圧力がかかる可能性があります。

英国では、2024年通年のGDP成長率が秋季予算案発表時の予想を下回ったことや英国債利回りが上昇傾向にあることなどにより、これまでであった財政的な余裕が縮小したことを受けて、リーブス財務相は必要な財政再建を達成するために、3月に発表する予定の春季予算案で増税か歳出削減のいずれかの改善策を打ち出さなければならない状況に追い込まれています。消費者心理が冷え込むなど、英国の経済状況が低迷しているなか、トランプ米大統領による関税政策の悪影響が加われば、英国の景気見通しはさらに悪化することになります。労働市場は落ち着いています。民間部門の賃金上昇率（賞与を除く）は2024年12月までの3ヵ月で前年同期比5.9%増となり、イングランド銀行（BOE）の懸念材料となっています。このような状況を踏まえて、BOEが緩やかなペースで金利正常化に向けた取り組みを維持し、四半期毎に1回程度の利下げ実施にとどめる可能性が高いとみています。英国の政策金利は、市場では年内に追加利下げが実施されることが予想されつつも、2025年中は非常に制約的な水準にとどまることになると見込まれます。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

世界のサイフ

運用コメント

※運用方針等は作成基準日現在のものであり、将来の市場環境の変動等により変更される場合があります。

オーストラリアでは、オーストラリア準備銀行（RBA）が2月の金融政策決定会合で、市場予想通り政策金利を0.25%引き下げて4.10%にすることを決定しました。しかし、RBAは慎重な姿勢を維持し、引き続きデータの進展に基づいて政策判断を行うとの方針を強調しました。今回の決定の背景には、インフレ見通しが改善していることがあります。低水準の失業率にもかかわらず、賃金の伸びがやや減速しており、堅調な労働市場がインフレ圧力を生み出している兆候はみられません。経済活動は低迷を続けており、2024年第3四半期のGDP成長率は前年同期比0.8%増にとどまり、コロナ禍の時期を除けば、1990年代以降で最も低い成長率となっています。引き締めの金融環境が続いていることが、裁量的な消費支出を中心に家計消費の重しとなっています。

ニュージーランドでは、10年債実質利回りが依然として高い水準にあるものの低下傾向にあることなどから、金融環境に緩和の兆しがみられています。ニュージーランドの経済活動は依然として低調に推移しており、2024年第3四半期のGDP成長率は前四半期から減速しています。しかし、市場では、金利の低下が投資や消費を促すことによって、2025年のGDP成長率が回復すると予想されています。労働市場は引き続き軟調に推移しており、2024年第4四半期の失業率は5.1%と前四半期から上昇しています。また、同期間の雇用者数は前年同期比で前四半期から市場予想以上に減少し、労働参加率も71.0%と前四半期から低下しています。一方で、2024年第4四半期の賃金の伸びは前四半期から横ばいの前期比0.6%増となっています。全般的な労働市場の弱さや低調な消費者心理などが依然として顕著になっています。

ノルウェーでは、欧州の多くの中央銀行が2024年にハト派（景気に対して弱気）的な姿勢に転じるなか、ノルウェー銀行（中央銀行）は比較的タカ派（景気に対して強気）的な姿勢を維持してきました。当ファンドでは、当初は小幅な緩和サイクルの開始を予想してきましたが、最近では、ノルウェー銀行が自国通貨の堅調さを維持し、根強いインフレを完全に抑え込むために、政策金利をもう少し長い期間高水準に維持すると予想していました。しかし、ノルウェー銀行は、早ければ3月の金融政策決定会合で利下げに踏み切ることを示唆しており、市場では、2025年中の追加利下げが織り込まれています。同中銀総裁は、「インフレ率を目標範囲内で安定的に推移させるためには、引き続き引き締めの金融政策が必要であると判断しているが、金融政策を緩和する時期は間近に迫っている」と述べました。ノルウェーの経済活動は予想よりも持ちこたえている一方で、インフレ率は目標近辺に近づいており、インフレ圧力もこれまでの予想よりもやや抑制されているように思われます。1月の金融政策決定会合では、ノルウェー銀行が経済活動を過度に制約することを回避しながら、インフレ率を目標付近に戻すことを目指しており、小幅な緩和サイクルの開始に向けた準備を整えようとしていることが示唆されています。

カナダでは、カナダ銀行（中央銀行）のバランスシート縮小による重しの軽減や実質金利が全体的に低下していることなどから、金融環境が緩和しつつあることが示されています。こうした状況を踏まえて、カナダ銀行は1月の金融政策決定会合で政策金利を0.25%引き下げて3.00%にすることを決定しました。同時に、バランスシートの正常化を完了し、量的引き締めを終了する計画も発表し、早ければ3月から資産購入を再開するとしています。カナダ銀行は、トランプ米大統領の関税政策の脅威によって通常以上に不確実性が高まっていると指摘していましたが、最近の報道では米国による関税措置の発動が現実化しつつあるように思われます。カナダ銀行による経済見直しには、米国の関税政策を明確に織り込んではいませんが、同政策が金融市場や企業の意思決定に影響を及ぼす可能性があることは認識しています。また、カナダ経済が安定した成長を続けると予想しており、2025年と2026年のGDP成長率が平均1.8%増になると予想しています。市場では、2025年中に追加利下げが実施されることが予想されています。しかし、当ファンドでは、米国がカナダからの輸入品に25%の追加関税を長期間にわたって課す場合には、カナダ経済への影響を緩和するために利下げを加速すると予想しています。

新興国市場では、2025年に入り、いくつかの新興国通貨が米ドルに対して上昇するなかで、新興国資産は比較的堅調に推移しています。ラテンアメリカでは、ブラジルリアルやチリペソ、コロンビアペソなどが年初来で米ドルに対して上昇しましたが、アジアでは、インドネシアルピアやインドルピーが年初来で米ドルに対して下落しました。マクロ経済の不確実性が高まっているにもかかわらず、投資家の信頼を反映して、一部の新興国市場では現地通貨建て債券利回りが上昇しています。当ファンドでは、現時点の市場はやや楽観的であり、トランプ米大統領の関税政策やいくつかの地政学的な不確実性を背景に、2025年はリスク資産のボラティリティ（変動性）が上昇する可能性が高いとみています。このような環境では、米国の関税に対する報復関税発動の可能性が、投資家のリスク選好姿勢を後退させるとともに、リスクプレミアムに上昇圧力をかける可能性があるため、最大限の警戒が必要となります。

投資信託は、値動きのある資産（外貨建資産は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は変動します。したがって、元金を割り込むことがあります。後述のリスク情報とその他の留意事項をよくお読みください。

■当資料は、投資者の皆様にご理解を高めることを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。掲載されている見解は、当資料作成時点のものであり、将来の市場環境や運用成果などを保証するものではありません。

■お申込みメモ

商品分類	追加型投信／海外／債券
購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
信託期間	2026年10月13日まで(2006年12月15日設定)
決算日	毎月12日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	毎決算時に、分配金額は、委託会社が決定するものとし、原則として、安定した分配を継続的に行なうことをめざします。 ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・英国証券取引所の休業日 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行休業日 ・ニューヨークの銀行休業日
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
課税関係	原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時および償還時の差益は課税の対象となります。 ※課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ※当ファンドは、NISAの対象ではありません。 ※配当控除の適用はありません。 ※益金不算入制度は適用されません。

■手数料等の概要

投資者の皆様には、以下の費用をご負担いただきます。

<申込時、換金時にご負担いただく費用>

購入時手数料	購入時の基準価額に対し2.2%(税抜2%)以内 ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。 《ご参考》 (金額指定で購入する場合) 購入金額に購入時手数料を加えた合計額が指定金額(お支払いいただく金額)となるよう購入口数を計算します。例えば、100万円の金額指定で購入する場合、指定金額の100万円の中から購入時手数料(税込)をいただきますので、100万円全額が当ファンドの購入金額とはなりません。 ※上記の計算方法と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 (口数指定で購入する場合) 例えば、基準価額10,000円のとときに、購入時手数料率2.2%(税込)で、100万口ご購入いただく場合は、次のように計算します。 購入金額=(10,000円/1万口)×100万口=100万円、購入時手数料=購入金額(100万円)×2.2%(税込)=22,000円となり、購入金額に購入時手数料を加えた合計額102万2,000円をお支払いいただくこととなります。
--------	---

換金手数料 ありません。

信託財産留保額 ありません。

<信託財産で間接的にご負担いただく(ファンドから支払われる)費用>

運用管理費用(信託報酬) 純資産総額に対し年率0.96905%(税抜0.90405%)程度が実質的な信託報酬となります。

信託報酬率の内訳は、当ファンドの信託報酬率が年率0.715%(税抜0.65%)、投資対象とする外国投資信託の組入れに係る信託報酬率が年率0.25405%程度となります。

当該外国投資信託の信託報酬率は、純資産総額や為替相場によって変動します。それに伴ない、実質的な信託報酬率も変動します。

その他の費用・手数料 目論見書などの作成・交付に係る費用および監査費用などについては、ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額が信託財産から支払われます。

組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。

※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。

※投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

※詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

■委託会社、その他関係法人

委託会社	日興アセットマネジメント株式会社
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社
販売会社	販売会社については下記にお問い合わせください。 日興アセットマネジメント株式会社 [ホームページ] www.nikkoam.com/ [コールセンター] 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除く。)

■お申込みに際しての留意事項

○リスク情報

・投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

・当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

流動性リスク

市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

○その他の留意事項

当資料は、投資者の皆様に「世界のサイフ」へのご理解を高めていただくことを目的として、日興アセットマネジメントが作成した販売用資料です。当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。投資信託の運用による損益は、すべて受益者の皆様に帰属します。当ファンドをお申込みの際には、投資信託説明書（交付目論見書）などを販売会社よりお渡ししますので、内容を必ずご確認ください。お客様ご自身でご判断ください。

設定・運用は 日興アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第368号
加入協会：一般社団法人投資信託協会
一般社団法人日本投資顧問業協会

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
アイザワ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第3283号	○	○	○
会津信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第20号			
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第67号	○	○	○
朝日信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第143号	○		
足利小山信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第217号			
株式会社足利銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第43号	○		○
あぶくま信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第24号			
尼崎信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第39号	○		
株式会社イオン銀行 (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第633号	○		
株式会社池田泉州銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第6号	○		○
池田泉州T T証券株式会社	金融商品取引業者	近畿財務局長(金商)第370号	○		
石巻信用金庫	登録金融機関	東北財務局長(登金)第25号			
伊万里信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第18号			
株式会社伊予銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第2号	○		○
永和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第43号			
株式会社SMB C信託銀行 ※右の他に一般社団法人投資信託協会にも加入	登録金融機関	関東財務局長(登金)第653号	○	○	○
SMB C日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2251号	○	○	○
株式会社SBI証券 ※右の他に一般社団法人日本S T O協会にも加入	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第44号	○		○
株式会社SBI新生銀行 (委託金融商品取引業者 株式会社SBI証券) (委託金融商品取引業者 マネックス証券株式会社)	登録金融機関	関東財務局長(登金)第10号	○		○
愛媛信用金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第15号			
遠州信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第28号			
大阪シティ信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第47号	○		
大阪信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第45号			
岡崎信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第30号	○		
おかやま信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第19号	○		
沖縄県労働金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第8号			
帯広信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第15号			
遠賀信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第21号			
株式会社香川銀行	登録金融機関	四国財務局長(登金)第7号	○		
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第3号	○		
株式会社鹿児島銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○		
株式会社鹿児島銀行 (委託金融商品取引業者 九州F G証券株式会社)	登録金融機関	九州財務局長(登金)第2号	○		
九州F G証券株式会社	金融商品取引業者	九州財務局長(金商)第18号	○		
九州労働金庫	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第39号			
株式会社紀陽銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第8号	○		
株式会社京都銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第10号	○		○
京都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第52号			
京都中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第53号	○		
京都北都信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第54号			
株式会社きらやか銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第15号	○		
桐生信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第234号			
近畿労働金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第90号			
株式会社熊本銀行	登録金融機関	九州財務局長(登金)第6号	○		
呉信用金庫	登録金融機関	中国財務局長(登金)第25号			
ぐんぎん証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長(金商)第2938号	○		
株式会社群馬銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第46号	○		○
株式会社京葉銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第56号	○		
神戸信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第56号			
コザ信用金庫	登録金融機関	沖縄総合事務局長(登金)第7号			
湖東信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第57号			
埼玉縣信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第202号	○		
株式会社佐賀共栄銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第10号	○		
さがみ信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第191号			
佐野信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第223号			
株式会社滋賀銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第11号	○		○
四国アライアンス証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長(金商)第21号	○		
四国労働金庫	登録金融機関	四国財務局長(登金)第26号			
静岡県労働金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第72号			
しずおか焼津信用金庫	登録金融機関	東海財務局長(登金)第38号			
株式会社七十七銀行	登録金融機関	東北財務局長(登金)第5号	○		○
七十七証券株式会社	金融商品取引業者	東北財務局長(金商)第37号	○		
芝信用金庫	登録金融機関	関東財務局長(登金)第158号			
株式会社十八親和銀行	登録金融機関	福岡財務支局長(登金)第3号	○		
スルガ銀行株式会社	登録金融機関	東海財務局長(登金)第8号	○		

投資信託説明書(交付目論見書)のご請求・お申込みは

金融商品取引業者等の名称	登録番号	加入協会			
		日本証券業協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
瀬戸信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第46号	○		
株式会社第四北越銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第47号	○		
高崎信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第237号		○	
但馬信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第67号			
玉島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第30号			
多摩信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第169号	○		
中央労働金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第259号			
中国労働金庫	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第53号			
鶴岡信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第41号			
東海東京証券株式会社 ※右の他に一般社団法人日本STO協会にも加入	金融商品取引業者	東海財務局長 (金商) 第140号	○	○	○
東海労働金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第70号			
東京東信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第179号	○		
東北労働金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第68号			
株式会社東和銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第60号	○		
株式会社鳥取銀行	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第3号	○		
長野県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第268号			
奈良信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第71号	○		
奈良中央信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第72号			
株式会社南都銀行	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第15号	○		
新潟県労働金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第267号			
西尾信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第58号	○		
野村証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第142号	○	○	○
株式会社八十二銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第49号	○		
浜松磐田信用金庫	登録金融機関	東海財務局長 (登金) 第61号			
株式会社百十四銀行	登録金融機関	四国財務局長 (登金) 第5号	○		
兵庫信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第81号	○		
平塚信用金庫	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第196号			
株式会社広島銀行	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第5号	○		
広島信用金庫	登録金融機関	中国財務局長 (登金) 第44号	○		
福井信用金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第32号			
株式会社福岡銀行	登録金融機関	福岡財務支局長 (登金) 第7号	○		
福岡ひびき信用金庫	登録金融機関	福岡財務支局長 (登金) 第24号	○		
福島信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第50号			
PayPay銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第624号	○		
株式会社豊和銀行	登録金融機関	九州財務局長 (登金) 第7号	○		
北陸労働金庫	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第36号			
株式会社北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第1号	○		
北海道信用金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第19号			
北海道労働金庫	登録金融機関	北海道財務局長 (登金) 第38号			
株式会社北國銀行	登録金融機関	北陸財務局長 (登金) 第5号	○		
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第164号	○	○	○
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第165号	○	○	○
みずほ証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第94号	○	○	○
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第61号	○	○	○
株式会社みなと銀行	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第22号	○		
宮城第一信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第52号			
株式会社武蔵野銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第38号	○		
めぶき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第1771号	○		
杜の都信用金庫	登録金融機関	東北財務局長 (登金) 第39号			
大和信用金庫	登録金融機関	近畿財務局長 (登金) 第88号	○		
株式会社横浜銀行	登録金融機関	関東財務局長 (登金) 第36号	○		
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長 (金商) 第195号	○	○	○

※上記販売会社情報は、作成時点の情報に基づいて作成しております。
 ※販売会社によっては取扱いを中止している場合がございます。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

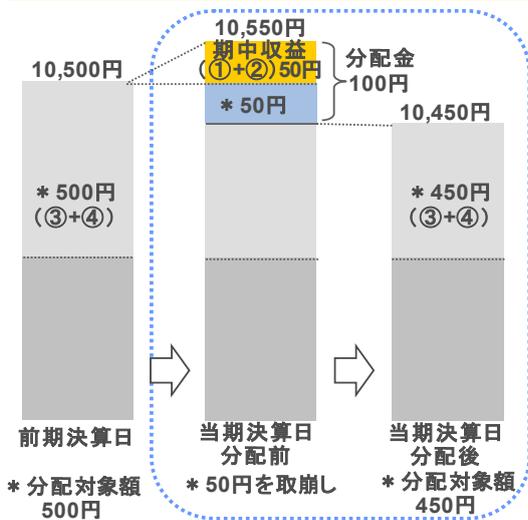
投資信託で分配金が支払われるイメージ



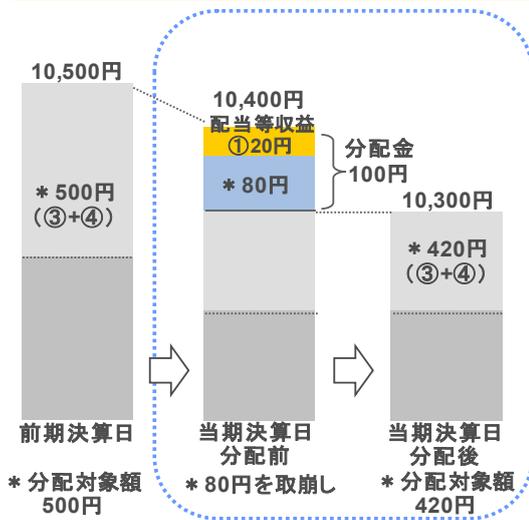
- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



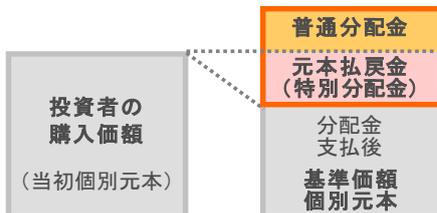
前期決算から基準価額が下落した場合



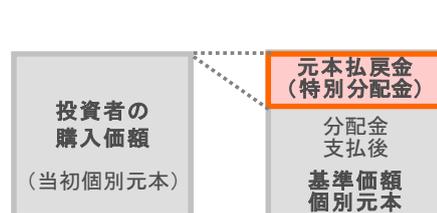
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
 ※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

普通分配金 : 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金 (特別分配金) : 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。